

一般社団法人日本ボッチャ協会  
事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下、「当協会」という。）の事務局について、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものである。

(事務局が所掌する事務)

第2条 当協会は、事務局内に以下の運営部及び委員会を置き、各運営部及び委員会が所掌する事務を以下のとおり定める。

(1) 総務・財務部

ア 総務

- 1) 定款及び諸規程において事務局が処理するものとして定められた事務
- 2) 社員総会又は理事会において事務局が行うべきものとして決議された事務
- 3) 社員総会、理事会、各局長会議など当協会の各種会議に関する事務
- 4) 当協会の役職員に関する事務
- 5) 当協会の会員又は加盟団体等に関する事務
- 6) 個人情報の保護又は管理に関する事務
- 7) 定款に定める各委員会の業務の補助に関する事務
- 8) 文書の受発信及び保管並びに協会印及び代表理事印の管理に関する事務
- 9) 文部科学省、スポーツ庁、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）、公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）、日本パラリンピック委員会（JPC）、各都道府県協会または団体もしくは行政庁との連絡及び意見等の調整に関する事務
- 10) スポーツガバナンスコード遵守に関する事務
- 11) その他上記の各事務を行うために必要な事務

イ 財務

- 1) 経理規程に基づき行う事業計画・収支予算及び事業報告・収支決算等に関する事務
- 2) 補助金、助成金、寄附金などの収受に係る手続に関する事務
- 3) 当協会の財産の保全、管理及び運用に関する事務

ウ 広報委員会

- 1) ボッチャの社会的認知向上に向けての広報活動に関する事務
- 2) 当協会の公式ホームページおよび公式SNSの管理・運営に関する事務
- 3) 競技会等での選手等のメディア対応に関する事務
- 4) その他上記の各事務を行うために必要な事務

エ マーケティング

- 1) 当協会の運営資金獲得のための営業活動に関する事務
- 2) スポンサー・協賛関連のセールスシート、契約書作成・管理する事務

- 3) 協賛金の請求、V I Kの確認に関する事務
  - 4) マーケティング調査・分析関連の事務
  - 5) クリエイティブコンテンツの制作支援
  - 6) その他上記 1) から 5) までの各事務を行うために必要な事務
- (2) 事業部
- ア 会員登録推進委員会  
会員登録に関する事務
  - イ 加盟団体組織化事業  
加盟団体組織化に関する事務
  - ウ 大会運営委員会
    - 1) 当協会主催の競技会の運営・計画の立案
    - 2) その他大会の運営業務
  - エ 新設大会委員会  
新設大会創設及び運営に関する事務
  - オ 地域連携事業  
地域連携事業に関する事務
  - カ 全スポ事業
    - 1) 全国障がい者スポーツ大会ボッチャ競技の運営に関する事務
    - 2) 都道府県障がい者スポーツ協会、障害者スポーツ指導者協議会等の関係機関との連絡調整等
    - 3) 全国障がい者スポーツ大会のルールの整備
    - 4) その他障がい者スポーツ大会の推進に関する事項

(職員)

第3条 事務局に所属する職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 事務局長
  - (2) 事務局員（事務局長を除く。）
- 2 事務局長は、代表理事が任免する。

(嘱託)

第4条 当協会は、必要に応じて、当協会の事務を第三者（以下「嘱託者」という。）に嘱託することができる。

- 2 前項における嘱託者は、理事会の承認を経て、代表理事が任免する。

(組織)

第5条 理事会は、事務局を統括する。

- 2 事務局長は、第2条に掲げる事務の全般を掌理する。
- 3 事務局員は、事務局長の命を受けて所定の事務に従事する。

(決済及び報告)

第6条 事務局における決定事項は、別紙「業務権限一覧表」に定めるとおり決済を行い、理事会に報告する。

2 別紙「業務権限一覧表」は、適宜、事務局長が発案して理事会の承認を経ることにより改訂することができる。ただし、当協会の定款及び各種規程に違反することはできない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織又は運営に関して必要な事項は、代表理事の承認を得て事務局長が定める。

(付則)

1. 本規程は、令和3年7月20日から施行する
2. 本規程は、一部改訂し、令和7年7月30日から施行する。